

子 発 0 3 3 1 第 6 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が認可外保育施設を指導する際の指針をお示ししてきたところであるが、認可外の居宅訪問型保育事業に係る指導監督基準の創設や、「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～の結果に基づく勧告」（平成 30 年 11 月 9 日総務省）を受けたこと等を踏まえ、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、各都道府県等におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。